

東郷町無料法律相談実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町民の日常生活上の問題、紛争等のうち、その解決に専門的な法律の知識を要するものについて、専門家である弁護士が適切な指導、助言を行う東郷町無料法律相談（以下「相談」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(相談員)

第2条 相談員は、弁護士法（昭和24年法律205号）の規定による弁護士である者のうち、愛知県弁護士会に所属する弁護士をもって充てる。

(相談の内容)

第3条 相談の内容は、原則として民事上の問題に関するものとし、営利を目的とするもの並びに裁判所において係争及び調停中のものを除いたものとする。

(対象者)

第4条 相談をすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に住所を有する者の成年後見人
- (3) その他町長が必要と認める者

(相談の日時等)

第5条 相談の日時、場所、相談の方法は、次の各号に掲げるとおりとし、毎月朔日発行の「広報とうごう」において周知するものとする。

- (1) 相談は、原則として毎月第4木曜日に実施する。
- (2) 相談の場所は、役場庁舎内会議室とする。
- (3) 相談の方法は、原則対面とし、相談場所に出向くことができないやむを得ない事情がある場合のみ、電話にて行うことができるものとする。

2 前項各号の規定にかかわらず、町長は、特に必要があると認めるときは、相談を実施する日時、場所、相談の方法を臨時に変更することができる。

(相談予約の申込み)

第6条 相談を希望する者は、あらかじめ、「広報とうごう」において周知した地域安心課へ電話にて、次の各号に掲げる事項を伝えて申込み、予約をしなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 連絡先の電話番号
- (4) 相談内容

2 予約の受付は、原則として、相談日の前週の月曜日、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の平日のそれぞれ午前8時30分から開始し、相談日の前日の午後5時15分までとする。

（相談時間及び回数の制限）

第7条 相談の時間は、1回につき25分以内とし、相談の回数は、それぞれ同一内容の相談につき1回限りとする。また、相談から3か月が経過するまでの間、次の相談をすることはできないものとする。

（相談の費用）

第8条 相談をするための費用は、無料とする。

（相談者の禁止事項）

第9条 相談者は、相談をしている時、あるいは相談終了後について、次の各号については行ってはならない。

- (1) 相談員に事前の承諾を得ず、相談内容を録音すること。
- (2) 相談後において、相談員の連絡先等について地域安心課に照会すること。
ただし、特別の事由がある場合を除く。

（相談員の遵守事項）

第10条 相談員は、相談の実施にあたって次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 相談者に親切かつ公平に対応すること。
- (2) 相談に対しては、特別の事由がある場合を除き、即日回答をすること。

（個人情報の適正な保護）

第11条 相談に従事する者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）に基づき、個人情報を相談業務により収集、保管及び利用するにあたっては、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるよう努めなければならない。

（個別相談記録の保持）

第12条 地域安心課は、個別の相談内容及びその結果についての記録を保持しないものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。